

水質汚濁防止法に基づく規制項目の許容限度見直し等について



環境省の中央環境審議会水環境部会排水規制等専門委員会は、水質汚濁防止法に基づく排出水の排出、地下浸透水の浸透等の規制に係る項目の許容限度等の見直しについて、報告案を取りまとめ、6月30日(月)までの間パブリックコメントを募集しました。

有害物質における排水基準、地下浸透規制については、その当時の汚染実態を踏まえて順次項目の追加が行われ、規制を適正に行う事で水質汚濁防止、さらには私たちの健康の保護が図られてきました。その中で、環境基準項目であるカドミウムについては、新たな知見を踏まえて平成23年10月に基準値が変更されています。

この状況を踏まえ、平成25年8月30日に環境大臣より中央環境審議会会長に対して、水質汚濁防止法に基づく排水、地下浸透水の浸透などの規制に係る項目の許容限度見直しについて諮問がされ、同審議会水環境部会にて排水規制等専門委員会を設置して、専門的事項を調査、検討されています。

検討内容としては、以下の通りです。

- 1) 水質汚濁防止法における排水基準の考え方として、有害物質については原則として人の健康の保護に関する環境基準値の10倍に設定されているが、これは、排水の水質は、公共用水域に排出されると、排水口から合理的距離を経た公共用水域において少なくとも10倍程度に希釈されると想定される
- 2) 環境基準が強化されたカドミウムについて、現在の新しい環境基準である0.003mg/lの10倍値である0.03mg/lを排水基準とすることが適当である
- 3) 地下浸透規制においては、環境基準が強化されたカドミウムにおいても、当面の間、現行の基準値(0.001mg/l)とすることが適当である
- 4) 暫定排水基準の適用については、次のように設定することが適当である
 - a) 金属鉱業・暫定排水基準値0.08mg/l、適用期間2年間
 - b) 非鉄金属第1次製錬・精製業及び非鉄金属第2次製錬・精製業(亜鉛に係るものに限る): 暫定排水基準値0.09mg/l、適用期間3年間
 - c) 溶融めっき業(溶融亜鉛めっきを行うものに限る): 暫定排水基準値0.1mg/l、適用期間2年間

当社では排水、下水に加えて、環境水等の様々な種類の水質分析について、長年の経験と実績があります。お気軽にご相談ください。

資料 2014年5月30日付 環境省報道発表資料

生活環境箇所 清水圭介

水道 GLP における亜硝酸態窒素の認定範囲の拡大が承認されました！

当社では、2012年に水道 GLP(水道水質検査優良試験所規範)の認定を取得しましたが、この度、2014年4月に水道法の改正において追加された亜硝酸態窒素においても拡大申請が承認され、高い信頼性と精度が確保されていることを第三者機関(日本水道協会)から認められました。

